

## 配合成分の表現について(化粧品)

---

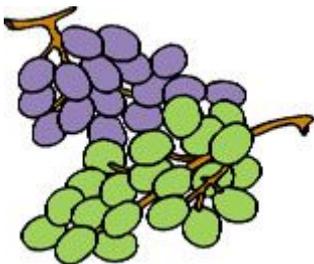
注釈: 赤字部分が薬事法上の違反字句です。

### 広告例

---

フランスの広大な大地で育まれたブドウの種から搾り取った「ブドウ種子油」を配合した化粧油です。ブドウの種からとれる油には、お肌に対する抗酸化作用があるとわれています。

現地の農家と契約し、無農薬の原料を供給してもらっています。  
いつも、一定の品質の商品が提供できるよう、日々努力をしています。



### ブドウ種子油とは

この成分は、酸化防止作用が強く、お肌を酸化から守ってくれます。  
それと同時に、肌に潤いを与え、健やかな肌を保つことができます。

製品名 ○○○○

### 内容量

50 ミリリットル入り

10 ミリリットル入り(携帯用)

問い合わせ先

○○○販売センター

電話 ○○○○-1234

### 解説

---

#### 配合成分の表現について(化粧品)

化粧品に配合されている成分のうち、一部の成分を特記する場合、その成分の「配合目的」を併記する必要があります。

配合目的を記載する場合は、次の点に注意して下さい。

- 1 事実であること
- 2 化粧品の効能効果の範囲内であること

### 表現が不適正な例

・化粧品の特効効果の範囲を越える表現

例：生薬成分〇〇〇、漢方成分〇〇〇

例：アロエエキス配合（消炎成分）

例：本品は老化を予防すると言われている「ウコン」を含有しています。

### 表現可能な例

（事実であることを前提としています。）

例：カミツレエキス（保湿成分）配合

例：お肌にうるおいを与える成分としてローズマリーエキスを添加しました。